

糸田町障がい者活躍推進計画

機関名：糸田町

任命権者：糸田町長

計画期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日

糸田町における障がい者雇用に関する課題

糸田町においては、計画期間の終期まで、障がい者の法定雇用率達成を維持し続けることを目指すとともに、採用した障がい者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要である。

目標

1. 採用に関する目標

【実雇用率】令和6年6月1日時点 2.6%

(実雇用率参考) 令和元年6月1日時点 1.57%

(評価方法) 毎年任免状況により把握し、進捗状況を管理する。

2. 定着に関する目標

なし ※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。

3. 障がい者である職員の満足度に関する目標

初年度の基準を上回る。※初年度には実態に関するデータを収集する。

(評価方法) 障がい者である職員に対し、アンケート調査の実施により把握し、進捗状況を管理する。

取組内容

1. 障がい者の活躍を推進する体制整備

○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。

○障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を総務課とし、通知等で周知する。

○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任する。

2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

○相談窓口への相談のほか、毎年実施している人事考課面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、障がい者の過重な負担にならない範囲で継続的に必要な措置を講じる。

○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

①特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。

②自力で通勤できることといった条件を設定する。

③介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

④「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。

⑤特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

○計画に基づく取組の実施の状況を毎年1回公表する際、公表内容と計画を職員に通知し、計画の周知徹底を行う。

4. その他

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。